

information

お知らせ

第18回 小金井市環境賞 候補者募集

環境保全活動に功績のあった個人または団体・事業者を表彰するため、環境賞の候補者を募集します。

日常生活や事業活動において、環境に配慮した取り組みが求められています。受賞にふさわしい功績のあった個人・団体・事業者を、ぜひ、ご推薦ください。(自薦も可)

市内在住の方、市内の団体または事業者

9月11日(消印有効)までに、郵送、ファクスまたは直接、住所・氏名(団体または事業者の場合、名称および代表者氏名)・電話番号・自薦または推薦の理由・活動内容・実績等(推薦の場合、推薦者の住所・氏名・電話番号)を明記し、環境政策課環境係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9817 FAX 042-383-6577)へ

新庁舎(仮称)新福祉会館建設基本設計(案)に対するパブリックコメントの検討結果

市では、2月6日～3月5日に、同設計(案)に対して、意見を募集しました。このたび、寄せられた意見

の検討結果およびその理由がまとまりましたので、お知らせします。

意見数・人数 395件・150人

公開場所企画政策課(市役所本庁舎2階)、地域福祉課(市役所第二庁舎2階)、情報公開コーナー(同6階)、主な市内公共施設、市ホームページ

企画政策課企画政策係 ☎042-387-9826

委員選任結果

公募委員選考基準等により、次の公募市民の方々に委員に選任しました。

地球温暖化対策地域推進計画策定検討委員会

鈴木玲子さん、土屋文雄さん、富永泰夫さん

環境政策課環境係 ☎042-387-9817

住宅マスタープラン策定委員会

森田眞希さん、神原弘文さん、柳井美紀さん

まちづくり推進課住宅係 ☎042-387-9861

地域自立支援協議会

佐藤宮子さん

自立生活支援課障害福祉係 ☎042-387-9848

6月10日から市民課での税関係証明書の交付を再開

3月2日から一時休止していた、市民課での税関係証明書(市・都民税課税証明書および納税証明書)の交付を6月10日(水)から再開します。なお、市民税課、納税課でもこれまでとおり同証明書を交付しています。

市民課市民係(市役所第二

庁舎1階 ☎042-387-98000) 小金井市議会議員選挙の投票日が決定

令和3年4月4日任期満了の小金井市議会議員の選挙期日を決定しました。

告示日 令和3年3月14日(日)

投票日 令和3年3月21日(日)

選挙管理委員会事務局 ☎042-387-9881

都営住宅の入居者募集

募集内容▽家族向け・単身者向け(一般募集住宅)▽若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅)等

申込書配布期間 6月8日(月)～23日(火)

申込書配布場所 まちづくり推進課(市役所第二庁舎5階)、市役所第二庁舎1階受付、管財課(市役所本庁舎1階)、施設管理室(同1階、夜間・休日のみ)、東京都住宅供給公社ホームページ

他募集内容、申込資格等詳しくは、「都営住宅入居者募集のご案内」をご覧ください

6月26日(必着)までに、郵送で渋谷郵便局へ

JKK東京(東京都住宅供給公社) 募集センター ☎03-3498-8894

http://www.to-kousya.or.jp

市まちづくり推進課住宅係 ☎042-387-9861

都民住宅(東京都施行型)入居者募集時期が変更

令和元年12月に配布した「東京都施行型都民住宅入居者募集のご案内」で次回募集

日程を、6月1日(月)～9日(火)としていましたが、変更となります。新しい日程については、改めてホームページや市報等でお知らせします。

JKK東京(東京都住宅供給公社) 募集センター ☎03-3498-8894

http://www.to-kousya.or.jp

市まちづくり推進課住宅係 ☎042-387-9861

令和2年度 市民税・都民税税額決定・納税通知書

令和2年度(2019年分)の市民税・都民税税額決定・納税通知書を6月10日に発送します。

また、令和2年度市民税・都民税課税(非課税)証明書は、6月10日から発行できます。

なお、市民税・都民税の申告期限、所得税の確定申告期限の延長により、3月17日以降に提出された申告書の内容は、最初の決定通知書に反映されていない場合があります。その場合は、順次反映し次第、改めて通知します。

市民税課市民税係 ☎042-387-9819

家屋に関するお知らせ

新築(増改築)調査にご協力を

新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

市では、令和3年度課税のために、令和2年1月2日以降、新築および増改築した家

屋の調査を行っています。調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いいたします。

調査内容 屋根や外壁・各部屋の内装等に使用されている資材や設備の状況を調査します

取り壊したときは

市では、家屋の取り壊しの確認を行っています。課税事務を円滑に行うために、家屋を取り壊したときは、資産税課までご連絡ください。

取り壊した家屋には、翌年度から固定資産税・都市計画税は課税されません。

居住用家屋が建っている土地は、税負担を軽減する特例措置が適用されていますが、家屋を取り壊したときはこの適用がなくなり、翌年度の土地の固定資産税・都市計画税が上がる場合があります。

共通

資産税課家屋係 ☎042-387-9821

福祉サービス第三者評価受審費の一部を補助

市では、福祉サービス提供事業者が「福祉サービス第三者評価」を受審した場合に、その受審費用の一部を補助します。福祉サービス第三者評価とは、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関が、福祉サービスを評価するものです。

その結果は、(公財)東京都福祉保健財団が運営する「とうきょう福祉ナビゲーション」(http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi)などのホームページで公表され、福祉サービスの利用者が、サービスを選択する際の情報として、また福祉サービス提供事業者の事業改善のために活用されます。

市内に次の福祉サービスを

提供している事業者があり、第三者評価の結果の公表に同意できる事業者

高齢系Ⅱ小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応

型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護など

▽障害系Ⅱ居宅介護、短期入所(医療型)、障害児通所支援

▽子ども家庭系Ⅱ認可保育所(民設)、認証保育所A型・B型

6月19日までに、所定の申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添付し、地域福祉課地域福祉係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9915)へ

危険なげ崩れ

家の周りの再点検を

梅雨や台風の時節は、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、がけやよう壁などの崩壊が起こりやすくなります。

特に、危ないがけや不完全なよう壁でおおわれているところにある家では、大きな被害を受けるばかりでなく、隣接する方々の生命、財産にまで危険を及ぼすことにもなります。

このようなことにならないように、日ごろから家の周りの安全を確かめ、危ない石積みや土留め等は補強改善し、雨水の排水をよくするなどして、安全対策に心掛けましょう。

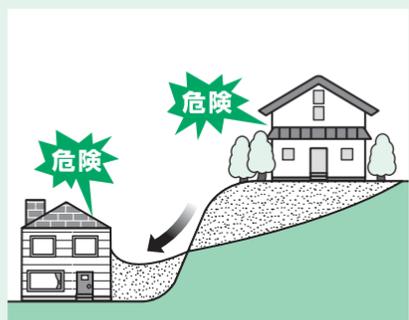
すでに、関係機関から改善等の措置をとるよう勧告を受けている方は、補強、改良などの工事を行って

梅雨や台風の時節は、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、がけやよう壁などの崩壊が起こりやすくなります。

特に、危ないがけや不完全なよう壁でおおわれているところにある家では、大きな被害を受けるばかりでなく、隣接する方々の生命、財産にまで危険を及ぼすことにもなります。

このようなことにならないように、日ごろから家の周りの安全を確かめ、危ない石積みや土留め等は補強改善し、雨水の排水をよくするなどして、安全対策に心掛けましょう。

すでに、関係機関から改善等の措置をとるよう勧告を受けている方は、補強、改良などの工事を行って



東京都多摩建築指導事務所 開発指導第二課 ☎042-384-2386、市まちづくり推進課まちづくり係 ☎042-387-9862